

第 2 1 章 罰則

(法第55条～第61条)

(罰則)

法第55条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 二 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により、第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けたとき。
 - 四 第20条第2項から第4項まで又は第39条第2項から第4項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第13条第1項又は第31条第1項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施工し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、3年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金に処する。
- 3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

法第56条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第36条第1項若しくは第4項又は第37条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- 二 第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第23条第1項若しくは第2項、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第42条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第24条第1項（第48条において準用する場合を含む。）又は第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

法第57条 第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

法第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。
- 二 第6条第1項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行ったとき。
- 三 第21条第1項若しくは第4項又は第40条第1項若しくは第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第25条（第48条において準用する場合を含む。）又は第44条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

法第59条 第49条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

法第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第55条 3億円以下の罰金刑
- 二 第56条第3号 1億円以下の罰金刑
- 三 第56条第1号、第2号若しくは第4号又は前第3条 各本条の罰金刑

法第61条 第16条第2項又は第35条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の過料に処する。

〈解説〉

表1-21-1のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、拘禁刑又は罰金が科せられます。

表 1-21-1 罰則に関する拘禁刑及び罰金等

罰則		拘禁刑	罰金
法第55条	①宅地造成等の工事の許可、変更の許可等（法第12条第1項、16条第1項）の規定に違反して工事したとき	3年以下	1,000万円以下
	②特定盛土等又は土石の堆積の工事の許可、変更の許可等（法第30条第1項、35条第1項）の規定に違反して工事したとき		

罰則		拘禁刑	罰金
法第 55 条	③偽りその他不正な手段により①②の許可を受けたとき	3 年以下	1,000 万円以下
	④監督処分 of 命令に違反したとき（法第 20 条[法第 39 条]第 2 項から 4 項）		
	⑤工事の技術的基準に違反して工事の設計をした場合に当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした工事の設計者又は工事施行者等		
	⑥⑤の違反が工事主等の故意によるものであるとき		
法第 56 条	①完了検査等や中間検査を申請せず、又は虚偽の申請をしたとき（法第 17 条[法第 36 条]第 1 項若しくは第 4 項、法第 18 条[法第 37 条]第 1 項）	1 年以下	300 万円以下
	②定期の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（法第 19 条[法第 38 条]第 1 項）		
	③改善命令（法第 23 条[法第 42 条]第 1 項若しくは第 2 項、勧告法第 27 条[法第 47 条]第 4 項（法第 28 条第 3 項において準用する場合を含む。）の命令に違反したとき		
	④立入検査の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき（法第 24 条（法第 48 条において準用する場合を含む。）[法第 43 条]第 1 項）		
法第 57 条	工事の届出、変更の届出の規定による届出をしないで工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき（法第 27 条第 1 項、法第 28 条第 1 項）	1 年以下	100 万円以下
法第 58 条	①基礎調査のための土地の立入りを拒み、又は妨げたとき（法第 5 条第 1 項）	6 月以下	30 万円以下
	②基礎調査のための障害物の伐採を市町村長に許可を受けない又は土地の試掘等を都道府県知事の許可を受けずに行ったとき（法第 6 条第 1 項）		
	③工事や公共施設用地を宅地又は農地等に転用する届出の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第 21 条[法第 40 条]第 1 項若しくは第 4 項）		
	④擁壁等の工事の届出の規定による届出をしないで工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき（法第 21 条[法第 40 条]第 3 項）		
	⑤報告の徴取の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（法第 25 条（法第 48 条において準用する場合を含む。）、法第 44 条）		

罰則		拘禁刑	罰金
法第 59 条	標識の掲示の規定に違反したとき、当該違反行為をした者（法第 49 条）	—	50 万円以下
法第 60 条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し次に掲げる規定の違反行為をしたとき	法第 55 条の規定違反	法人：3 億円以下 その人：1,000 万円以下
		法第 56 条第 3 号の規定違反	法人：1 億円以下 その人：300 万円以下
		法第 56 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号	その人：300 万円以下
		法第 57 条	その人：100 万円以下
		法第 58 条	その人：30 万円以下
		法第 59 条	その人：50 万円以下
法第 61 条	変更の許可の軽微な変更の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（法第 16 条[法第 35 条]第 2 項）	—	30 万円以下 （過料）